

CPD データ登録申請のご案内

受付期間 2008年1月7日～1月31日（事務局休日を除く）



前回の審査においては、下記の判定をいたしましたので注意をおねがいします。

実務による CPD

生産活動におけるプロジェクト規模倍数で3ヶ月未満を0.5倍とします。

実務単位の上限は27単位です。

1年間を通して「その他業務」（マネージメント業務）で申請する場合、個別プロジェクトとの重複申請は認めません。

建築士と関連のない資格は資格取得とは認めません。

研修による CPD

社内会議的な研修は、1回当たり1単位とします。

「安全パトロール」や「監理技術者講習」等、建築士として必要な能力開発とは直接関連のない講習等は、半日1単位とします。

自習型研修（雑誌記事等）の上限は12単位です。

申請書類について

申請は、最新の申請書に記入してください。

自署するところは必ず自署をお願いします。

実務実績シートの面積や期間は必ず記入してください。

バーコードのない研修等のプログラム認定申請書や、自主バーコードには研修の内容がわかる資料を必ず添付してください。

（資料の不備があると受付いたしません）

上記内容は新しい申請ガイドに反映しています。また様式の記入例には今回計算式を入れてありますので参考にしてください。